

第 16 号議案

東京二十三区清掃一部事務組合の規約変更について
上記の議案を提出する。

平成 17 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

東京二十三区清掃一部事務組合の規約変更について
東京二十三区清掃一部事務組合の規約を下記のとおり変更する。

記

東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部を変更する規約
東京二十三区清掃一部事務組合規約（平成 12 年 2 月 21 日東京都知
事許可）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「東京都新宿区四谷三丁目 3 番地 1」を「東京都千代田区飯
田橋三丁目 5 番 1 号」に改める。

付 則

この規約は、平成 17 年 6 月 27 日から施行する。

（提案理由）

事務所の位置の変更に伴い、規約の一部を変更する必要があるので、
地方自治法第 290 条の規定に基づき、この案を提出いたします。